

# 外交防衛委員会

## 委員一覧（21名）

委員長	山本	一太（自民）	荒井	正吾（自民）	佐藤	道夫（民主）
理 事	佐藤	昭郎（自民）	河本	英典（自民）	樋葉	賀津也（民主）
理 事	舛添	要一（自民）	桜井	新（自民）	田村	秀昭（民主）
理 事	齋藤	勁（民主）	月原	茂皓（自民）	若林	秀樹（民主）
理 事	高野	博師（公明）	中島	啓雄（自民）	荒木	清寛（公明）
理 事	小泉	親司（共産）	矢野	哲朗（自民）	吉岡	吉典（共産）
	阿部	正俊（自民）	岩本	司（民主）	大田	昌秀（社民）

(16.3.11 現在)

### （1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された案件は、条約18件、内閣提出法律案3件及び衆議院提出法律案1件の合計22件であり、いずれも承認または可決した。

また、本委員会付託の請願8種類103件のうち、2種類91件を採択した。

### 〔条約及び法律案の審査〕

**二国間関係の緊密化**　日米租税条約改定、航空協定、社会保障協定　国際社会における人、モノ、資本等の国境を越えた移動は、驚異的なスピードで加速化している。このような経済・人的交流の進展、二国間関係の緊密化を背景に、米国との租税条約、ウズベキスタンとの航空協定、米国、韓国との社会保障協定が提出された。

**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約**は、現行の日米租税条約に代わるものであり、O E C D条約モデルを基本としつつも、日米両国の緊密な経済関係を反映し、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国における税率の上限を全体的に引き下げるとともに、一定の親子関係にある会社間の配当、一定の金融機関が受け取る利子及び使用料を免税とすること、条約の特典の濫用を防止すること等について定めるものである。委員会においては、条約改定の背景と意義、改定の税収への影響、租税条約の今後の締結方針等について質疑が行われ、多数をもって承認された。

**航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定**は、我が国とウズベキスタンとの間の定期航空業務を開設するため、両国の指定航空企業が特定路線上において航空業務を運営する権利を相互に許与し、業務の開始・運営に係る手続・条件等を取り決めるとともに、指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めるものである。委員会においては、ウズベキスタンとの航空需要と協定締結の意義、テロ防止等のための航空保安措置の充実等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定及び社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定は、いずれも人的交流に伴って発生する年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とし、米国との協定は、両国間で年金制度及び医療保険制度の適用の調整を行うこと、保険期間の通算による年金の受給権を確立すること等を定めており、また、韓国との協定は、両国間で年金制度の適用の調整を行うことを定めている。委員会においては、両件を一括して議題とし、両協定の締結の意義、韓国との協定において保険期間の通算が盛り込まれなかつた理由、今後における社会保障協定の締結の見通し等について質疑が行われ、両件はいずれも全会一致をもって承認された。

**刑事・人権関係条約 サイバー犯罪条約等** 経済社会のグローバル化を背景として、情報通信技術の飛躍的な進展を踏まえ、サイバー犯罪条約が、また、児童をめぐる深刻な状況にかんがみ、児童の権利保護に関する国際的な法的枠組を推進する条約が提出された。サイバー犯罪に関する条約は、サイバー犯罪から社会を保護することを目的として、コンピュータ・システムに対する違法なアクセス等一定の行為の犯罪化、コンピュータ・データの迅速な保全等に係る刑事手続の整備、犯人引渡し等に関する国際協力等を内容としている。児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書は、性的搾取等から児童を保護するため、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに係る一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯人引渡し、国際協力等を内容としている。武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書は、武力紛争における関与から児童を一層保護するため、18歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないこと、自国の軍隊に志願する者の採用に係る最低年齢を引き上げること等を内容としている。委員会においては、3件を一括して議題とし、サイバー犯罪条約の締結状況、サイバー犯罪条約の締結に伴う刑事手続の整備と人権保障の在り方、児童売買等の防止に関する国内における啓発活動、武力紛争への児童の参加を禁止する措置の強化等について質疑が行われ、討論の後、サイバー犯罪条約は多数をもって、児童の権利条約の選択議定書2件は全会一致をもって、それぞれ承認された。

**海洋の資源・環境に関する条約** 海洋資源の保存・最適利用、海洋における環境の保護は、地球規模問題の重要な一分野である。地中海漁業一般委員会に関する協定の改正は、地中海における海洋生物資源の保存、管理及び最適利用を促進すること等を任務とする地中海漁業一般委員会に自主的な予算を導入すること等を定めている。千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書は、1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金による補償が十分でない場合に補償を行う追加的な国際基金を設立すること等を定めている。千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書は、船舶による大気汚染の防止のための規則について定め

る附属書を船舶汚染防止国際条約に追加することを定めている。委員会においては、3件を一括して議題とし、地中海におけるクロマグロ漁業問題、油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金が設立された経緯、船舶汚染防止国際条約を改正する千九百九十七年議定書の国会提出が遅れた理由等について質疑が行われ、3件はいずれも全会一致をもって承認された。

**国際協力の推進　日米刑事共助条約　無形文化遺産保護条約　たばこ規制枠組条約**　国際社会の緊密化に伴い、さまざまな分野における国際協力、国際的な法的枠組の整備が進められている。近年における国境を越えた犯罪の増加、外国人による凶悪事件の多発化に有効に対処するためには、諸外国との捜査協力を一層推進し、捜査共助の迅速化を図ることが急務となっている。このような背景の下に提出された、刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約は、我が国と米国との間で、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について、この条約の規定に従って共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を設置し、相互の連絡を直接行うこと等について定めている。有形・無形の文化財の保護は、国際的な喫緊の課題である。無形文化遺産の保護に関する条約は、無形文化遺産を保護することを目的として、そのための国際的な協力及び援助の体制の確立、締約国がとるべき必要な措置等について定めるものである。公衆衛生の分野においても、世界初の国際条約が作成された。たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約は、たばこの健康に対する悪影響を減らして、人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装の形容的表示の規制等について定めるものである。委員会においては、3件を一括して議題とし、刑事共助の迅速化と日米刑事共助条約締結の意義、アジア諸国との刑事共助条約締結の必要性、条約の登録対象となる我が国の無形文化遺産、たばこ行政に関する関係省庁の連携、未成年者の喫煙防止対策等について質疑が行われ、3件はいずれも全会一致をもって承認された。

**アジア地域との連携　東南アジア友好協力条約等**　アジア地域との友好協力関係は、日本外交の重要な柱の一つである。今国会ではその象徴ともされる東南アジアにおける友好協力条約が提出された。**投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定**は、我が国とベトナムとの間の経済的協力を強化し、投資の自由化、促進、保護を通じて資本及び技術の交流を促進するため、投資の許可段階における最惠国待遇及び内国民待遇の原則供与、技術移転要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止等について定めている。**東南アジアにおける友好協力条約**は、東南アジアにおける平和、友好及び協力の促進を目的とし、経済、社会等の各分野における一般的な協力の原則について定めている。**欧州復興開発銀行を設立する協定の改正**は、モンゴルを欧州復興開発銀行の受益国とすることについて定めている。委員会においては、3件を一括して議題とし、

ベトナムの投資環境の改善に向けた取組、東南アジア友好協力条約と東南アジア非核兵器地帯条約との関係等について質疑が行われ、3件はいずれも全会一致をもって承認された。

**国際機関への参画** さまざまな分野における国際機関に対する協力は、外交の推進にとって不可欠なものとされる。国際原子力機関憲章第十四条の改正は、国際原子力機関（IAEA）の費用の予算見積りを2年ごとのものとする目的とするものである。全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）は、国際電気通信連合（ITU）の活動の効率性を高め、機動的な運営を確保することを目的とするものである。委員会においては、両件を一括して議題とし、国際原子力機関に対する我が国の参画、国際電気通信連合の財政基盤の強化等について質疑が行われ、両件はいずれも全会一致をもって承認された。

**外務省改革・外交実施体制の整備** 外務省は、一連の不祥事への反省を踏まえた改革を進めており、その一環として、平成16年8月に機構改革を実施する。今国会では、外務本省の機構改革、在外公館の体制整備に係る法案が提出された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、在カザフスタン大使館をアルマティからアスタナに移転すること、在重慶総領事館及び在カルガリー総領事館を新設すること、在カンザスシティ総領事館及び在エドモントン総領事館等を廃止すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等について定めている。委員会においては、在外公館の新設廃止の基準、在カンザスシティ総領事館廃止に伴う領事機能の維持、在外職員給与の改定に関する透明性の向上等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が行われた。

外務省設置法の一部を改正する法律案は、外務省改革の一環として、能動的、戦略的な外交を開拓するために外務省の機構を整備するに当たり、儀典長を廃止すること等について定めるものである。なお、儀典長の外交上の役割の重要性にかんがみ、政令で新たに儀典長を置き、その機能を維持することとなっている。委員会においては、外務省の機構改革の目的、法律職としての儀典長を廃止する理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

このほか、旅券申請者の利便の一層の増進を図るべく、都道府県の行う旅券事務を市町村等においても行えるようにするため、衆議院外務委員長の提出に係る旅券法の一部を改正する法律案が可決された。

**防衛力の整備** 防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画で定められた防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実等を図ることは、防衛力の整備を進める上での課題とされている。防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、陸上自衛隊の第8師団の改編等、海上、航空各自衛隊及び統合幕僚会議の情報機能の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものである。委員会においては、統合幕僚会議の自衛官の増員、防衛計画大綱の見直しの基本方針、自衛隊による国際平和協力業務の在り方、日米共同対処行動等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

#### 〔国政調査等〕

3月11日、外交の基本方針について川口外務大臣から、国の防衛の基本方針について石破防衛庁長官から、それぞれ所信を聴取した。

3月16日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度外務省予算・防衛庁予算等の審査を行い、在外邦人の保護体制、弾道ミサイル防衛システムの導入、中東情勢、イラクの大量破壊兵器、北朝鮮問題に関する六か国協議の見通し、日米地位協定、シベリア抑留者の未払賃金、ドミニカ共和国移住問題、在外公館の情報収集能力の強化、在外公館の警備体制と自衛隊等による警護、普天間飛行場代替施設問題、米国ブッシュ政権の「中東安定化構想」等の諸問題について質疑を行った。

3月30日、外務省改革、自衛隊の海外派遣、北朝鮮情勢、在外米軍の再編問題、在日米軍基地問題、日米地位協定上の刑事裁判手続等の諸問題について質疑を行った。

4月27日、石破防衛庁長官からテロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について報告を聴取した後、質疑を行った。

5月20日、小泉総理の北朝鮮再訪問、我が国の国連分担率、イラクにおける外務省職員殺害事件、自衛官の自殺問題、北朝鮮情勢、在日米軍の軍人・軍属等の私有車両の登録問題等の諸問題について質疑を行った。

5月27日、小泉総理の北朝鮮再訪問、日本人拉致問題、ODA、普天間飛行場代替施設、在日米軍の軍人・軍属等の私有車両の登録問題、沖縄米軍基地問題等の諸問題について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成15年12月16日（火）（第158回国会閉会後第1回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
  - イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画等に関する件について 山崎内閣官房副長官から報告を聴いた後、小泉内閣総理大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、福田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。
    - ・ 内閣総理大臣に対する質疑
    - 〔質疑者〕 佐藤昭郎君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、※若林秀樹君（民主）、山口那津男君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民） ※関連質疑
    - ・ 質疑
    - 〔質疑者〕 斎藤勁君（民主）、佐藤道夫君（民主）、田村秀昭君（民主）、小泉親司君（共産）、月原茂皓君（自民）、高野博師君（公明）、大田昌秀君（社民）
- 

### ○平成16年3月11日（木）（第1回）

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 外交の基本方針に関する件について川口外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について石破防衛庁長官から所信を聴いた。

### ○平成16年3月16日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について石破防衛庁長官、川口外務大臣、中島内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
  - 〔質疑者〕 舛添要一君（自民）、月原茂皓君（自民）、斎藤勁君（民主）、佐藤道夫君（民主）、高野博師君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣條第1号）（衆議院送付）について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成16年3月18日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣條第1号）（衆議院送付）について川口外務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。
  - 〔質疑者〕 舛添要一君（自民）、若林秀樹君（民主）、高野博師君（公明）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）
- （閣條第1号）賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

○平成16年3月23日（火）（第4回）

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年3月24日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管）について川口外務大臣及び石破防衛庁長官から説明を聴いた後、同大臣、同長官、阿部外務副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構副理事長畠中篤君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕尾辻秀久君（自民）、齊藤勁君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、高野博師君（公明）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年3月25日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、岩本司君（民主）、高野博師君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年3月30日（火）（第7回）

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第27号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 外務省改革に関する件、自衛隊の海外派遣に関する件、北朝鮮情勢に関する件、在外米軍の再編問題に関する件、在日米軍基地問題に関する件、日米地位協定上の刑事裁判手続に関する件等について川口外務大臣、石破防衛庁長官、阿部外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕河本英典君（自民）、田村秀昭君（民主）、高野博師君（公明）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年4月1日（木）（第8回）

- 外務省設置法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣法第9号）について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月6日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 外務省設置法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について川口外務大臣、阿部外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。  
〔質疑者〕若林秀樹君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）  
（閣法第26号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民  
　　　　　反対会派　なし
- 航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣法第9号）について川口外務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。  
〔質疑者〕岩本司君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）  
（閣法第9号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民  
　　　　　反対会派　なし

○平成16年4月8日（木）（第10回）

- 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣法第18号）  
社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣法第19号）  
以上両件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月13日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣法第18号）  
社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣法第19号）  
以上両件について川口外務大臣、石破防衛庁長官、阿部外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。  
〔質疑者〕舛添要一君（自民）、佐藤道夫君（民主）、山口那津男君（公明）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年4月15日（木）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める

の件（閣条第18号）

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
(閣条第19号)

以上両件をいずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第18号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

(閣条第19号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（衆議院送付）

以上3件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成16年4月20日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求ることを決定した。

○サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（衆議院送付）

以上3件について川口外務大臣、阿部外務副大臣、浜田防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行い、サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 棚葉賀津也君（民主）、若林秀樹君（民主）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）

(閣条第4号) 賛成会派 自民、民主、公明  
反対会派 共産、社民

(閣条第13号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

(閣条第14号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

#### ○平成16年4月22日（木）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）に

ついて石破防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月27日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について石破防衛庁長官、川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 齋藤勁君（民主）、若林秀樹君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第17号） 賛成会派 自民、民主、公明  
反対会派 共産、社民

- 地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第8号）

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第20号）

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第21号）

以上3件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

- テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について石破防衛庁長官から報告を聴いた後、同長官、川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 棚葉賀津也君（民主）、田村秀昭君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年5月11日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第8号）

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第20号）

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第21号）

以上3件について川口外務大臣、石破防衛庁長官、阿部外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 岩本司君（民主）、佐藤道夫君（民主）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第8号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

(閣条第20号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし  
(閣条第21号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

○平成16年5月13日(木)(第17回)

- 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)
  - 無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)(衆議院送付)
  - たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)(衆議院送付)
- 以上3件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年5月18日(火)(第18回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)
- 無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)(衆議院送付)
- たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)(衆議院送付)

以上3件について川口外務大臣、石破防衛庁長官、中野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

[質疑者] 棚葉賀津也君(民主)、田村秀昭君(民主)、小泉親司君(共産)、大田昌秀君(社民)

(閣条第3号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし  
(閣条第5号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし  
(閣条第17号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

○平成16年5月20日(木)(第19回)

- 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)
- 東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)(衆議院送付)
- 欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第16号)(衆議院送付)

以上3件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 小泉総理の北朝鮮再訪問に関する件、我が国の国連分担率に関する件、イラクにおける外務省職員殺害事件に関する件、自衛官の自殺問題に関する件、北朝鮮情勢に関する件、在日米軍の軍人、軍属等の私有車両の登録問題に関する件等について石破防衛庁長官、川口外務大臣及び政府参考人に對し質疑を行った。

[質疑者] 斎藤勁君（民主）、若林秀樹君（民主）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）

#### ○平成16年5月25日（火）（第20回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）  
東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（衆議院送付）  
欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第16号）（衆議院送付）

以上3件について川口外務大臣、石破防衛庁長官、阿部外務副大臣及び政府参考人に對し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

[質疑者] 岩本司君（民主）、佐藤道夫君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第2号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

（閣条第15号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

（閣条第16号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

#### ○平成16年5月27日（木）（第21回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

以上両件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.

- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 小泉総理の北朝鮮再訪問に関する件、日本人拉致問題に関する件、ODAに関する件、普天間飛行場代替施設に関する件、在日米軍の軍人、軍属等の私有車両の登録問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について川口外務大臣、石破防衛庁長官、政府参考人、参考人国際協力銀行理事丹呂圭一君及び独立行政法人国際協力機構副理事長畠中篤君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 森葉賀津也君（民主）、岩本司君（民主）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）

#### ○平成16年6月1日（火）（第22回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第6号）  
(衆議院送付)  
全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）  
(衆議院送付)

以上両件について川口外務大臣、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 若林秀樹君（民主）、田村秀昭君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第6号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣条第7号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- 旅券法の一部を改正する法律案（衆第42号）（衆議院提出）について提出者衆議院外務委員長米澤隆君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第42号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

#### ○平成16年6月15日（火）（第23回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第916号外90件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第307号外11件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### (3) 議案の要旨・附帯決議

#### ○成立した議案

##### 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

###### 【要旨】

本法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の第8師団の改編等並びに海上及び航空各自衛隊並びに統合幕僚会議の情報機能の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数は、陸上自衛官15万7,828人（2,093人の減員）、海上自衛官4万5,842人（3人の増員）及び航空自衛官4万7,361人（75人の増員）に、統合幕僚会議に所属する自衛官（155人増員し2,149人）を加えた総計25万3,180人（1,860人の減員）とする。
- 二、即応予備自衛官の員数を9,004人（1,336人の増員）とする。
- 三、本法律は、平成17年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

##### 外務省設置法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

###### 【要旨】

本法律案は、外務省改革の一環として、能動的、戦略的な外交を展開するために外務省の機構を整備するに当たり、儀典長を廃止すること、本法律は平成16年8月1日から施行することを内容としている。

なお、儀典長の外交上の役割の重要性にかんがみ、政令で新たに儀典長を置き、その機能を維持する予定となっている。

##### 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第27号）

###### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の加算について改定する。
- 二、在カザフスタン日本国大使館の位置の地名をアルマティからアスタナに変更する。
- 三、在重慶及び在カルガリーの各日本国総領事館を新設するとともに、これらの総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 四、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 五、研修員手当の支給額を改定する。
- 六、在カンザスシティ、在エドモントン及び在パリの各日本国総領事館を廃止する。
- 七、この法律は、平成16年4月1日から施行する。ただし、在カザフスタン日本国大使館の位置の地名をアスタナに改める部分並びに在重慶、在カンザスシティ、在エドモント

ン及び在カルガリーの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

### 【附 帯 決 議】

今日、我が国としても国際社会の責任ある一員として日本外交を主体的かつ積極的に行うとの立場から、在外公館の警備を始めとする危機管理体制の強化を急がねばならない。

一方、外務省は、グローバル化する今日の国際社会にあって、我が国の国益を踏まえた能動的かつ戦略的な外交を展開することを求められており、そのために機構改革を含む外務省改革を早期に実現しなければならない。

これらを踏まえ、政府は本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一、外務省は、平和構築のための国際社会の取組に積極的に寄与できるよう、在外公館の警備を始めとする危機管理体制の強化に全力で取り組むこと。

二、外務省においては、国民の生命財産を守り、領土領海を守り、国益を守るために、本省と在外公館との緊密な連携の下に、日本外交の適切かつ効果的な力強い展開を図り、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するために、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組むこと。

三、我が国の深刻な財政事情並びに民間の厳しい諸情勢を厳粛に受け止め、在外公館に関する予算の効率性・透明性を高めるための具体的措置を講ずること。

四、現下の厳しい国内情況にかんがみ、在外職員の在勤基本手当並びに諸手当についても、各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準も参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準、為替相場などを総合的に勘案し、適切な水準・内容となるよう努めること。

五、日本海呼称問題に関する誤った対応を二度と繰り返さないために、在外公館における訓令に対する履行、履行状況の本省への報告等の確実な実行を確保するとともに、在外公館における日本海呼称履行への取組を徹底すること。

六、在外公館においては、犯罪・テロ対策など在外邦人に対する安全対策について一層の機能強化を図ること。

右決議する。

### 旅券法の一部を改正する法律案（衆第42号）

#### 【要旨】

本法律案は、旅券に関し都道府県が処理することとされる事務について、市町村等においても当該事務を処理することができるようにするため、事務の委託等に関する地方自治法の規定の適用除外を定めた規定を削除するものである。

なお、本法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と  
アメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣第1号）

【要旨】

この条約は、1972年（昭和47年）に締結された我が国とアメリカ合衆国との間の現行の租税条約に代わる新たな条約として、2003年（平成15年）11月6日にワシントンにおいて署名されたものであり、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成っている。その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、両締約国間で課税上の取扱いが異なる事業体について、これらの事業体又はその構成員等の取得する所得に対して、一定の要件の下、この条約の特典が与えられる。
- 三、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 四、一方の締約国の企業の利得（事業所得）については、当該企業が相手国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 五、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。
- 六、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。ただし、一定の要件を満たす持株割合50パーセント超の親子会社間の配当については、源泉地国において免税とする。
- 七、利子に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。ただし、一定の主体（政府、中央銀行、一定の金融機関等）が受け取る利子については、源泉地国において免税とする。
- 八、使用料については、源泉地国免税とする。
- 九、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 十、給与所得については、原則として役務提供地国で課税されるが、給与取得者の相手国滞在期間が183日を超えない等一定の場合は相手国で課税できない。
- 十一、法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができる。
- 十二、この条約に規定のない所得については、当該所得が相手国において生ずる等一定の場合を除くほか、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。
- 十三、相手国居住者のうち、個人、政府、一定の公開会社及びその関連会社、一定の公益団体、一定の年金基金、一定の要件を満たす法人等について、この条約の特典を受ける権利が与えられる。
- 十四、我が国及びアメリカ合衆国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。
- 十五、この条約又はすべての種類の租税に関する法令の実施に関する情報の交換及び相

- 手国の課税のために情報を入手する十分な権限をそれぞれの税務当局に対して国内法上付与することを確保するための必要な措置を講ずる。
- 十六、各締約国は、この条約の不正利用の防止を目的とする租税の徴収共助に努める。
- 十七、この条約は、批准されなければならない。この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。

**投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣條第2号）**

**【要旨】**

この協定は、我が国とベトナム社会主義共和国との間の経済的協力を強化し、かつ、投資の自由化、促進及び保護を通じて両国間における資本及び技術の交流を促進することを目的として、2003年（平成15年）11月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文23箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える。
- 二、いずれの締約国も、投資活動を行う条件として、輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求を行ってはならない。
- 三、各締約国は、一の内国民待遇及び最惠国待遇の供与又は二の特定措置の履行要求の禁止の義務に適合しない措置（以下「例外措置」という。）を、附属書Ⅰに特定する分野又は事項について採用し又は維持することができる。
- 四、各締約国は、この協定の効力発生の日に存在する例外措置を、附属書Ⅱに特定する分野又は事項について維持することができる。
- 五、各締約国は、投資家の一時的な入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 六、各締約国は、収用又は国有化を行うに際して、公共の目的、無差別、迅速、適當かつ実効的な補償の支払、正当な法の手続に従うことの条件を満たさなければならない。収用に伴う補償は、公正な市場価格に基づき遅滞なく支払わなければならない。
- 七、いずれか一方の締約国の投資家であって、他方の締約国区域において、武力紛争の発生その他の緊急事態により投資活動に関して損失又は損害を被ったものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。
- 八、締約国又はその指定する機関による保険契約等に基づく請求権等の代位を承認する。
- 九、各締約国は、投資家の投資財産に関連するすべての支払等が遅滞なく自由に移転されることを認めなければならない。
- 十、各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関する他方の締約国の申入れに対し好意的な考慮を払う。この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争が外交交渉

によっても満足な調整に至らなかった場合には、当該紛争は仲裁裁判所に決定のため付託する。

十一、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議により解決されない場合には、当該投資紛争は、当該投資家の要請に基づき、投資紛争の解決に関するワシントン条約又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則の下で調停又は仲裁に付託される。

十二、各締約国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等をとることができる。

十三、両締約国は、一方の締約国の要請に基づき、知的財産及び知的財産権の保護に関する協議を行い、その協議の結果に基づき、自国の関係法令に従い、適切な措置をとる。

十四、両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置する。

十五、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じ、10年の期間効力を有する。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、終了の日から更に10年の期間引き続き効力を有する。

#### **刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）**

##### **【要旨】**

我が国とアメリカ合衆国との間では、1998年（平成10年）11月の首脳会談において、捜査・司法共助条約の締結交渉を開始することで意見が一致したことを受け、交渉を行った結果、2003年（平成15年）6月に条約案文につき基本合意に達し、同年8月にワシントンにおいてこの条約の署名が行われた。

この条約は、前文、本文19箇条及び末文並びに附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。
- 二 被請求国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を実施する。
- 三 この条約に規定する任務を行う中央当局として、アメリカ合衆国は司法長官又は同長官が指定する者を、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、それぞれ指定する。
- 四 被請求国の中は、被請求国が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める等の場合には、共助を拒否することができる。
- 五 請求国の中は、共助の請求を書面によって行う。ただし、被請求国の中が適當と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うこ

とができる。

- 六 被請求国の中中央当局は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施し、又は当該共助の実施のため権限のある他の当局に当該共助の請求を速やかに送付する。被請求国の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なすべてのことを行う。
- 七 被請求国は、両締約国の中中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を支払う。ただし、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用並びに十四及び十五に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求国が支払う。
- 八 被請求国の中中央当局は、請求国が当該中央当局の事前の同意なしに共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続においてこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を使用しないことを要請することができる。請求国は、この場合には、その要請に従う。
- 九 被請求国は、証言、供述又は物件を取得する。このため、必要があるときは、被請求国は、強制措置をとる。
- 十 被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。このため、必要があるときは、被請求国は、強制措置をとる。
- 十一 被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。
- 十二 被請求国は、自国の国又は地方の立法機関、行政機関又は司法機関が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求国に提供する。
- 十三 被請求国は、附属書に定める様式により、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件が真正であること等を証明することができる。請求国は、当該様式により真正であると証明された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件等を自国の手続において証拠とし得るものであると認める。
- 十四 被請求国は、自国に所在し、請求国の中關係当局への出頭が求められている者に対し当該者が招請されていることについて伝達する。招請に従って請求国の中關係当局に出頭することに同意した者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の中領域内において拘禁されず、また、身体の自由についての制限の対象とはならない。
- 十五 証言の取得その他の目的のため、いずれか一方の締約国において拘禁されている者の身柄が他方の締約国の中領域にあることが必要とされる場合において、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を自國の領域へ移すことを認め又は請求国の中領域へ移す。ただし、被請求国の中法令において認められる場合であって、当該者が同意し、かつ、両締約国の中中央当局が合意したときに限る。受入国に身柄を移された者は、受入国から送出国に送還されるまでの間、受入国において保護措置を享受する。
- 十六 被請求国は、自國の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。

## サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

### 【要旨】

この条約は、情報技術分野の発達により、インターネットの利用等が可能となる一方で、コンピュータ・システムを攻撃するような犯罪及びコンピュータ・システムを利用して行われる犯罪が出現するようになったことにかんがみ、このようなサイバー犯罪から社会を保護することを目的として、2001年（平成13年）11月に欧州評議会閣僚委員会において採択されたものである。この条約は、コンピュータ・システムに対する違法なアクセス等一定の行為の犯罪化、コンピュータ・データの迅速な保全等に係る刑事手続の整備、犯人引渡し等に関する国際協力等について規定しており、主な内容は次のとおりである。

一 締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

- 1 コンピュータ・システムに対するアクセス及びコンピュータ・データの非公開送信に対する技術的手段による傍受
- 2 コンピュータ・データの破損、削除、劣化、改ざん又は隠ぺい及びコンピュータ・データの入力、送信、破損、削除、劣化、改ざん又は隠ぺいによるコンピュータ・システムの機能に対する重大な妨害
- 3 1又は2の犯罪を行うために使用することを意図して、当該犯罪を主として行うために設計され又は改造された装置等を製造し、販売し、使用のために取得し、輸入し、頒布し又はその他の方法により利用可能とすること及び当該犯罪を行うために使用されることを意図して、これらのものを保有すること
- 4 コンピュータ・データの入力、改ざん、削除又は隠ぺいにより、真正でないコンピュータ・データを生じさせる行為
- 5 コンピュータ・データの入力、改ざん、削除若しくは隠ぺい又はコンピュータ・システムの機能に対する妨害が、詐欺的な又は不正な意図をもって行われ、他人に対し財産上の損害が加えられること
- 6 コンピュータ・システムに関連して行われる児童ポルノの製造、提供の申出又は利用可能化、頒布又は送信、自己又は他人のための取得及び保有
- 7 商業的規模で、かつ、コンピュータ・システムによって行われる著作権及び著作隣接権の侵害

二 締約国は、自国の権限のある当局について、特定の捜査又は刑事訴訟のために次の権限及び手続を設定するため、必要な立法その他の措置をとる。

- 1 コンピュータ・システムによって蔵置された特定のコンピュータ・データの迅速な保全を命令すること又はこれに類する方法によって迅速な保全を確保すること
- 2 自国の領域内に所在する者に対するコンピュータ・データの提出命令及び自国の領域内でサービスを提供するサービス・プロバイダに対する加入者情報の提出命令を行う権限
- 3 コンピュータ・システム及びその内部に蔵置されたコンピュータ・データ並びにコ

コンピュータ・データ記憶媒体に関し自国の領域内において捜索又はこれに類するアクセスを行う権限

- 4 アクセスしたコンピュータ・データの押収又はこれに類する確保を行う権限
- 5 コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録について、また、自国の国内法に定める重大な犯罪に関しては当該通信の通信内容について、技術的手段を用いることによりリアルタイムで収集し又は記録する権限

三 締約国は、犯罪が自国の領域内、自国の船舶内又は自国の航空機内で行われる場合等において、一に掲げる犯罪について裁判権を設定するため、必要な立法その他の措置をとる。

四 一に掲げる犯罪（双方の締約国の法令において長期1年以上の拘禁刑又はこれよりも重い刑を科することができまするものに限る。）は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。犯罪人引渡しの請求を受けた締約国は、引渡しを求められている者の国籍のみを理由として拒否する場合には、請求国からの要請に応じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

五 締約国は、他の締約国に対し、蔵置された特定のコンピュータ・データの迅速な保全を命令し又はその他の方法によって迅速な保全を確保すること及び蔵置された特定のコンピュータ・データの捜索、押収、開示等を要請することができる。

六 締約国は、コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録をリアルタイムで収集すること並びに自国に適用される条約及び国内法によって認められている範囲内で、コンピュータ・システムによって伝達される特定の通信の通信内容をリアルタイムで収集し又は記録することについて、相互に援助を提供する。

七 いずれの国も、欧州評議会事務局長にあてた書面による通告により、特定の条に定める追加的な要件を課すこと及び特定の条に定める留保を付する旨を宣言することができる。

## 無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣第5号）

### 【要旨】

この条約は、生活形態や価値観の変化に伴い、音楽、舞踏、儀式等の民間伝承を始め無形文化遺産が急速に失われつつある現状にかんがみ、無形文化遺産を保護する国際的な法的枠組みの必要性が高まり、無形文化遺産の保護は人類にとって一般的な利益であるとの認識の下、2003年（平成15年）10月に第32回国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会で採択されたものである。この条約は、前文、本文40箇条及び末文から成り、無形文化遺産を保護することを目的として、そのための国際的な協力及び援助の体制の確立、締約国がとるべき必要な措置等について規定するものであり、主な内容は次のとおりである。

一 この条約は、無形文化遺産を保護すること、無形文化遺産を尊重することを確保する

- こと、国際的な協力及び援助について規定すること等を目的とする。
- 二 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己的文化遺産の一部として認めるものをいう。
- 三 この条約のいかなる規定も、①無形文化遺産が直接関連する世界遺産を構成する物件に関し、1972年の世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の下での地位を変更し又は保護の水準を低下させるものと解してはならず、また、②締約国が、知的財産権又は生物学的及び生態学的な資源の利用に関する国際文書の当事国であることにより生ずる権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 四 この条約により、締約国会議を設置し、通常会期として2年ごとに会合する。
- 五 この条約により、無形文化遺産の保護のための政府間委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、条約の目的を促進し並びにその実施を奨励し及び監視すること、無形文化遺産を保護するための最良の実例に関する指針を提供し及びそのための措置の勧告を行うこと等を任務とする。
- 六 委員会は、ユネスコ事務局の補佐を受ける。
- 七 締約国は、自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとる。また、締約国は、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て種々の無形文化遺産の認定を行う。
- 八 締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について1又は2以上の目録を作成する。
- 九 締約国は、自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護、発展及び振興のため、無形文化遺産の管理に係る訓練機関、記録機関の設置等を行うよう努める。また、締約国は、すべての適当な手段により、無形文化遺産に関する教育及び訓練、無形文化遺産の保護のための能力を形成する活動等を行うよう努める。
- 十 締約国は、無形文化遺産の保護に関する活動の枠組みの中で、無形文化遺産を創出し、維持し及び伝承する社会、集団及び適当な場合には個人のできる限り広範な参加を確保するよう努め並びにこれらのものをその管理に積極的に参加させるよう努める。
- 十一 委員会は、関係する締約国の提案に基づき、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」及び「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」をそれぞれ作成し、常時最新のものとし及び公表する。委員会は、締約国の提案に基づき、無形文化遺産を保護するための国家的、小地域的及び地域的な計画、事業及び活動を定期的に選定し並びに促進する。
- 十二 この条約の適用上、国際的な協力には、特に、情報及び経験の交換、共同の自発的活動並びに締約国による無形文化遺産を保護するための努力を支援するための制度を設けることを含む。
- 十三 國際的な援助は、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」に記載されている遺産の保護等のために供与することができる。
- 十四 「無形文化遺産の保護のための基金」（以下「基金」という。）をユネスコの財政規

則に基づく信託基金として設立する。基金の資金は、締約国の分担金及び任意拠出金、締約国以外の国、機関及び個人からの拠出金等から成る。委員会は、その使途を、締約国会議が定める方針に基づいて決定する。

十五 締約国は、締約国会議において決定される分担金（ユネスコに対する当該締約国の分担金の額の1%を超えないもの）又はこれにできる限り近い額の任意拠出金を、少なくとも2年に1回、基金へ支払う。

十六 締約国は、基金の利益のためユネスコの主催の下に組織される国際的な募金運動に対して可能な範囲内で援助を与えるものとする。

十七 締約国は、この条約の実施のためにとられた立法措置、規制措置その他の措置に関する報告を委員会に提出する。

十八 委員会は、この条約の効力発生前に人類の口承及び無形遺産の傑作として宣言されたものを、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載する。

#### 国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第6号）

##### 【要旨】

国際原子力機関（IAEA）は、全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し及び増大させること並びに IAEAを通じて提供された援助が軍事的目的を助長する方法で利用されないことを確保することを目的とし、1956年（昭和31年）10月に国際連合本部で作成された国際原子力機関憲章に基づき、1957年（昭和32年）7月に設立された。

この改正は、IAEAの事業計画の作成に係る費用の削減、予算の一層柔軟な運用及び他の国際連合機関の予算制度との調和を図るため、1999年（平成11年）10月にウィーンで開催されたIAEAの第43回総会において採択されたものである。

この改正は、IAEAの費用の予算見積りを2年ごとのものとする目的とするものである。

#### 全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

##### 【要旨】

国際電気通信連合（ITU）（以下「連合」という。）は、すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用に関する国際協力を目的として、1932年（昭和7年）のマドリッド国際電気通信条約により設立された国際機関であり、国際連合の専門機関の一つである。

近年、電気通信の自由化及び電気通信事業の民営化の進展に伴い、電気通信の分野にお

ける民間事業者の果たす役割が増大しつつあり、他方、インターネットを始めとした通信関連技術も急激に発展しつつある。

このような電気通信を取り巻く環境の変化に合わせ、連合の業務も、より迅速な対応が可能となるよう効率化を進めていくことが引き続き課題となっている。

これらの改正文書は、このような背景を踏まえ、2002年（平成14年）10月にモロッコのマラケシュで開催された連合の全権委員会議において、連合の活動の効率性を高め、機動的な運営を確保することを目的として採択されたものである。

これらの改正文書は、国際電気通信連合憲章を改正する文書及び国際電気通信連合条約を改正する文書から成り、その概要は次のとおりである。

## 一、憲章を改正する文書

- 1 全権委員会議において連合の戦略計画を定めることを明記する。
- 2 無線通信規則委員会の委員は、無線通信局長と同一の構成国の国民であってはならないとの規定に改める。
- 3 各部門の総会及び会議において、それぞれの部門の活動を管理するための作業の方法及び手続を採択することができるとの規定を追加する。
- 4 全権委員会議において、「連合の会議、総会及び会合の一般規則」を採択し、事務総局長、無線通信規則委員会委員等の選挙等に適用するよう改める。

## 二、条約を改正する文書

- 1 部門構成員は、理事会等にオブザーバーとして参加することができるとの規定を追加する。
- 2 理事会は、戦略計画を検討し及び最新のものとすることができるとの規定を追加する。
- 3 無線通信総会及び電気通信開発会議は、それぞれ、権限内の特定の問題を各諮問委員会に付託することができるよう改める。
- 4 無線通信規則委員会の委員は、連合の選出された役員に与えられるものと同等の職務上の特権及び免除を享受するとの規定を追加する。
- 5 無線通信、電気通信標準化及び電気通信開発の各部門の諮問委員会において、それぞれの業務計画の実施状況について検討し、必要な是正措置をとるよう各部門の局長に助言を与えるとの規定を追加する。
- 6 条約第2章の章名を「会議及び総会に関する特別の規定」に改めるとともに、第2章の規定のうち、会議への参加の承認及び委任状に関する規定以外のものを条約から削除し、全権委員会議が採択する「連合の会議、総会及び会合の一般規則」に定めるよう改める。

なお、これらの改正文書は、2004年（平成16年）1月1日に発効している。

**地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件  
(閣条第8号) (先議)**

**【要旨】**

地中海漁業一般委員会（以下「一般委員会」という。）は、地中海及び黒海並びにこれらに接続する水域における海洋生物資源の保存、管理及び最適利用を促進すること等を任務としており、一般委員会の設置について規定する地中海漁業一般委員会に関する協定（以下「協定」という。）は、1949年（昭和24年）12月に国際連合食糧農業機関（FAO）の総会において承認され、1952年（昭和27年）2月に発効した（我が国は、1997年（平成9年）6月に締結）。

この改正は、1997年（平成9年）10月にローマで開催された一般委員会の第22回会合で採択されたものである。この改正は、海洋生物資源の持続的な利用に対する関心の高まりの中で、国際漁業機関の機能強化が求められていること、現在一般委員会が自主的な予算を有しておらず、活動費用は協定の締約国による任意拠出又はFAOの予算から支出されているため、活動に予算的な制約があることなどを背景として、一般委員会に自主的な予算を導入すること等を目的とするものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、 FAOが一般委員会の事務局の職務を行うとの規定を削除する。
- 二、 一般委員会の下部組織である委員会及び作業部会の設置並びに専門家の採用又は任命については、FAOの承認に代えて、一般委員会の承認した予算の関連する項目において必要な資金が利用可能であることを条件とするとの規定に改める。
- 三、 事務局の費用及び一般委員会の会合に参加する専門家の費用については、FAOの決定又は同意に基づきFAOの予算から支払うとの規定を、一般委員会の予算から支払うとの規定に改める。
- 四、 一般委員会の各構成国は、一般委員会が採択する分担率に従って、自主的な予算に対する自国の分担金を毎年支払うことを約束する。分担金の額は、一般委員会がコンセンサス方式により採択し及び改正する方式に従って決定される。
- 五、 一般委員会の事務局長は、一般委員会の構成国の承認を得て、FAOの事務局長によって任命される。事務局長は、一般委員会の政策及び活動の実施について責任を負い、これについて一般委員会に報告する。

**航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について  
承認を求めるの件（閣条第9号）（先議）**

**【要旨】**

我が国とウズベキスタンとの間の定期航空路開設については、従来よりウズベキスタン側から希望が表明されていたが、近年、両国の関係が緊密化してきてることを踏まえ交渉を行った結果、2003年（平成15年）12月22日に東京においてこの協定が署名された。

この協定は、我が国とウズベキスタンとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 一、両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 二、両国の指定航空企業は、この協定の不可分の一部を成す付表に定められた路線（以下「特定路線」という。）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 三、指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最惠国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、部品等について相手国の関税等を免除される。
- 四、特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 五、両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 七、運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 八、両国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止し又は終結させるため、保安措置等を講ずるとともに相互援助する等民間航空の安全を保護するための措置をとる。
- 九、各締約国は、相手国に対し、相手国の航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する安全の標準についての協議を要請することができる。その相手国は、協議の結果、国際標準に適合していないと判明した場合、国際標準に適合させるために必要な措置をとらなければならない。また、各締約国は、相手国の指定航空企業の航空機に対し、自国の領域内において、航空機の関連書類、装備品、乗組員の免許等を検査することができる。
- 十、両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点一タシケント及び（又は）後に合意されるウズベキスタン共和国内の1地点一以遠の地点」、ウズベキスタン側は「ウズベキスタン共和国内の地点一東京及び（又は）大阪」とする。
- 十一、この協定に関連し、相手国の指定航空企業による自国内での支店設置等を相互に認める公文が交換されている。

**児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（閣第13号）**

**【要旨】**

この議定書は、経済社会のグローバル化により児童の商業的性的搾取が国際的に行われ

るようになり、児童の売買、児童買春及び児童ポルノによる被害が一層深刻となっている事態にかんがみ、性的搾取等から児童を保護するため、2000年（平成12年）5月に第54回国際連合総会において採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一 締約国は、この議定書に従って児童の売買、児童買春及び児童ポルノを禁止する。
- 二 各締約国は、次の行為が自国の刑法又は刑罰法規の適用を完全に受けることを確保する。

- 1 児童の売買に関し、児童を性的搾取、営利目的の臓器の引渡し又は強制労働の目的のため提供し、移送し又は收受すること。
- 2 児童買春のため、児童を提供し、取得し、あっせんし及び供給すること。
- 3 児童ポルノを製造し、配布し、頒布し、輸入し、輸出し、提供し若しくは販売し又はこれらの行為の目的で保有すること。
- 三 各締約国は、二に掲げる犯罪が自国の領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 四 二に掲げる犯罪は、締約国間の現行の犯人引渡し条約における引渡し犯罪とみなされる。条約の存在を犯人引渡しの条件としない締約国は、犯人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従い、相互間で、二に掲げる犯罪を引渡し犯罪と認める。
- 五 二に掲げる犯罪に関して引渡しの請求を受けた締約国は、犯人の国籍を理由として引渡しを行わないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託するための適当な措置をとる。
- 六 締約国は、二に掲げる犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯人引渡しに関する手続について、相互に最大限の援助を与える。
- 七 締約国は、自国の国内法の規定に従って、この議定書に定める犯罪を行い又は助長するため使用された物及びこの犯罪から生じた収益を押収し又は没収することを定めるための措置をとる。
- 八 締約国は、刑事司法手続において、この議定書によって禁止されている行為の被害者である児童の権利及び利益を保護するための適当な措置をとる。
- 九 締約国は、この議定書に定める犯罪を防止するため、法律、行政措置等を採用し又は強化し、実施し及び周知させる。また、締約国は、この議定書に定める犯罪の防止措置等に関し、すべての適当な手段による広報等を通じ、公衆一般の意識を向上させる。
- 十 締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者に対し、すべての適当な援助を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 十一 締約国は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノ等の行為の防止、発見、捜査等のための国際協力を強化するためのすべての必要な措置をとる。締約国は、被害者である児童の社会復帰等を援助するための国際協力を促進するとともに、貧困、不十分な開発等に対処するための国際協力の強化を促進する。
- 十二 各締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後2年以内に、この議定書の規定の実施のためにとった措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利委員

会に提出する。各締約国は、その後は、児童の権利条約の規定に従って同委員会に提出する報告に、この議定書の実施に関する追加の情報を含める。

### **武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）**

#### **【要旨】**

この議定書は、世界中の多くの地域での武力紛争により、多数の児童が兵士として使用され若しくは戦闘に参加させられ又は軍隊において暴力による虐待を受け若しくは性的搾取を受けている事態にかんがみ、武力紛争における関与から児童を一層保護するため、2000年（平成12年）5月に第54回国際連合総会において採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一 締約国は、18歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 二 締約国は、18歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保する。
- 三 締約国は、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を児童の権利条約に定める年齢（15歳）より年単位で引き上げる。ただし、この義務は、締約国の軍隊により運営され又は管理されている学校については適用されない。
- 四 国の軍隊と異なる武装集団は、いかなる状況においても、18歳未満の者を採用し又は敵対行為に使用すべきでない。締約国は、そのような採用及び使用を防止するため、すべての実行可能な措置をとる。
- 五 締約国は、自国の管轄の下においてこの議定書の規定の効果的な実施を確保するため、すべての必要な法律上、行政上その他の措置をとる。締約国は、自国の管轄の下にある者であつてこの議定書に反して採用され又は敵対行為に使用されたものを除隊させ又は他の方法により任務から解放することを確保するため、すべての実行可能な措置をとる。締約国は、必要な場合には、その身体的及び心理的な回復並びに社会復帰のためのすべての適当な援助を与える。
- 六 締約国は、この議定書に反する行為の防止、被害者の社会復帰等について協力をう。
- 七 各締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後2年以内に、この議定書の規定の実施のためにとった措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利委員会に提出する。各締約国は、その後は、児童の権利条約の規定に従って同委員会に提出する報告に、この議定書の実施に関する追加の情報を含める。

### **東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）**

#### **【要旨】**

この条約は、1976年（昭和51年）2月にインドネシアのバリ島で開催された第1回東南アジア諸国連合（A S E A N）首脳会議において作成されたものである（同年6月発効）。この条約の作成当初は、東南アジアの国のみが締結できる条約であったが、2度の改正に

より2000年（平成12年）に東南アジア以外の国の加入手続が整備された。我が国は、2003年（平成15年）12月に東京で開催された日・ASEAN特別首脳会議の際に、我が国がこの条約を締結する意図を有する旨の宣言を発出した。

この条約は、前文、本文20箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、締約国の強化、連帯及び関係の緊密化に寄与する締約国の国民の間の永久の平和、永遠の友好及び協力を促進することを目的とする。
- 二、締約国は、その相互関係において、次の基本原則、すなわち、①すべての国の独立、主権、平等、領土保全及び主体性の相互尊重、②すべての国が外部から干渉され、転覆され又は強制されることなく国家として存在する権利、③相互の国内問題への不干渉、④意見の相違又は紛争の平和的手段による解決、⑤武力による威嚇又は武力の行使の放棄、⑥締約国間の効果的な協力を指針とする。
- 三、締約国は、締約国を相互に結び付けている伝統的、文化的及び歴史的な友好、善隣及び協力の関係を発展させ及び強化させることに努め、並びにこの条約に基づく義務を誠実に履行する。締約国は、締約国間の一層緊密な理解を促進するため、締約国の国民の間の接触及び交流を奨励し及び容易にする。
- 四、締約国は、経済、社会、文化、技術、科学及び行政の分野において並びに地域における国際の平和及び安定についての共通の理想及び願望に関する事項その他共通の関心事項に関して、積極的に協力することを促進する。締約国は、これを実施するに当たり、平等、無差別及び互恵の原則に基づき、多数国間及び2国間で最大の努力を払う。
- 五、締約国は、東南アジア諸国の繁栄した及び平和な共同体の基礎を強化するため、地域における経済成長の促進のために協力する。
- 六、締約国は、社会正義を実現し及び地域の人々の生活水準を向上させるため、経済協力を強化する。
- 七、締約国は、社会、文化、技術、科学及び行政の分野における訓練及び研究の手段によって相互に援助を提供するよう努める。
- 八、締約国は、地域における平和、調和及び安定を一層促進するため協力を推進するよう努める。このため、締約国は、その見解、行動及び政策を調整するため、国際的及び地域的な問題に関する相互の定期的な接触及び協議を維持する。
- 九、締約国は、他の締約国との政治的及び経済的な安定、主権又は領土保全に対する脅威となる活動には、いかなる方法又は形態によっても参加してはならない。
- 十、締約国は、自国の主体性を保持するため外部からの干渉及び内部における転覆活動に脅かされることなく、自国の理想及び願望に従い、政治、経済、社会文化及び安全保障の分野における自国の強靭性を高めるよう努める。
- 十一、締約国は、地域の繁栄及び安全を実現するための努力に当たり、自信、自立、相互尊重、協力及び連帯に関する原則に基づき、地域の強靭性を増進するためにすべての分野において協力するよう努める。
- 十二、締約国は、自国に直接影響する問題についての紛争、特に地域の平和及び調和を害するおそれのある紛争が生じた場合には、武力による威嚇又は武力の行使を慎み、常に

締約国間で友好的な交渉を通じてその紛争を解決する。

十三、締約国は、地域的な手続により紛争を解決するため、地域の平和及び調和を害するおそれのある紛争又は事態の存在を認知することを目的とする締約国の閣僚級の代表から成る理事会を常設の機関として設置する。ただし、この条約に加入した東南アジア以外の国については、当該国が地域的な手続により解決されるべき紛争に直接関係する場合に限り、適用する。

十四、理事会は、直接の交渉によって解決が得られない場合には、紛争又は事態を認知し及び紛争の当事国に対してあっせん、仲介、審査、調停等の適当な解決方法を勧告する。ただし、理事会は、自らがあっせんを行うことができ、又は紛争の当事国の合意に基づき自らが仲介、審査若しくは調停を行う委員会となることができる。必要と認める場合には、理事会は、紛争又は事態の悪化を防止するために適当な措置を勧告する。

十五、十二から十四までは、すべての紛争の当事国が当該紛争についてこれらを適用することに合意しない限り、適用しない。

十六、東南アジア以外の国は、東南アジアのすべての国の同意を得て、この条約に加入することができる。

#### **欧洲復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件**

(閣条第16号)

##### **【要旨】**

欧洲復興開発銀行（以下「銀行」という。）は、中欧及び東欧の諸国の政治的及び経済的改革を支援するため、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しつつ適用している中欧及び東欧の各国の市場指向型経済への移行等を促進することを目的として、1991年（平成3年）4月に設立された国際金融機関である。

モンゴルは、1990年（平成2年）以降、民主化及び市場指向型経済への移行を進める中で、中欧及び東欧の諸国と同様の困難に直面しており、銀行の受益国（支援対象国）となることを強く希望している。

この改正は、このような事情を踏まえ、2004年（平成16年）1月にロンドンにおいて採択されたものであり、銀行の設立について規定する欧洲復興開発銀行を設立する協定を改正し、モンゴルを銀行の受益国とすることについて定めるものである。

#### **たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件**

(閣条第17号)

##### **【要旨】**

この条約は、世界保健機関（WHO）における喫煙による健康被害の拡大を憂慮し加盟国に総合的なたばこ対策の実施を呼びかける世界保健総会決議等を踏まえた政府間交渉会議の結果、2003年（平成15年）5月に世界保健総会で採択されたものである。

この条約は、前文、本文38箇条及び末文から成り、たばこの健康に対する悪影響を減ら

して人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装の形容的表示等の規制について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約及び議定書は、たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。
- 二 締約国は、この条約及び自国が締約国である議定書に従い、多くの部門における包括的な自国の戦略、計画及びプログラムであってたばこの規制のためのものを策定し、実施し、並びに定期的に更新し及び検討する。このため、締約国は、その能力に応じ、たばこの規制のための国内における調整のための仕組み又は中央連絡先を確立し又は強化し、及びこれらに資金を供与する。締約国は、たばこの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する。
- 三 各締約国は、課税政策を決定し及び確定する主権的権利を害されることなく、たばこの規制に関する自国の保健上の目的を考慮すべきであり、並びに、適当な場合には、措置を採択し又は維持すべきである。
- 四 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。
- 五 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後3年以内に、その国内法に従い、たばこ製品の包装及びラベルについて、たばこ製品の特性、健康への影響、危険又は排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段等(例えば、「ライト」、「マイルド」等の形容的表示)を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないことを確保するため、効果的な措置を採択し及び実施する。たばこ製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベルには、その主たる表示面の30%以上を占める健康に関する警告を付するとともに、たばこ製品の関連のある含有物及び排出物についての情報を含める。
- 六 締約国は、自国の憲法又は憲法上の原則に従い、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行う。自国の憲法又は憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない締約国は、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援に制限を課する。この制限には、自国が利用し得る法的環境及び技術的手段に従うことを条件として、自国の領域から行われる国境を越える効果を有する広告、販売促進及び後援の制限又は包括的な禁止を含める。
- 七 各締約国は、締約国がたばこ製品の原産地を決定することを支援するため、また、締約国が流通を逸脱した地点を判断すること並びにたばこ製品の移動及び合法性を監視し

及び管理すること等を国内法及び関連する2国間又は多数国間協定に従って支援するため、たばこ製品のすべての個装その他の包装及び外側の包装に最終仕向地を示す等の表示が確保されるよう効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。また、締約国は、たばこ製品の不法な取引をなくすため、たばこ製品の国境を越える取引についての監視及び資料の収集、関係当局間の情報の交換、不法な取引を対象とする制裁及び救済措置を伴う法令の制定又は強化等を行う。

八 締約国は、国内法により定める年齢又は18歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。これらの措置には、自国の管轄下にあるたばこの自動販売機が未成年者により利用されないこと及び自動販売機により未成年者に対するたばこ製品の販売が促進されないことを確保すること等を含めることができる。

九 この条約により、締約国会議を設置する。締約国会議は、この条約の実施状況を定期的に検討し及びこの条約の効果的な実施の促進のため必要な決定を行い、並びにこの条約の議定書、附属書及び改正を採択することができる。締約国は、この条約の実施について定期的な報告を締約国会議に提出する。

十 締約国会議は、この条約の議定書を採択することができる。この条約の締約国のみが、議定書の締約国となることができる。

### **社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣第18号）（先議）**

#### **【要旨】**

この協定は、我が国とアメリカ合衆国との間で、両国間の人的交流に伴って発生する年金制度及び医療保険制度への二重加入、保険期間が短いために年金を受給できないこと等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2000年（平成12年）11月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、2004年（平成16年）2月19日にワシントンで署名されたものである。

この協定は、前文、本文17箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法により実施される医療保険制度に、アメリカ合衆国については、連邦老齢・遺族・障害保険制度に関する社会保障法及び内国歳入法に適用される。

二、年金制度及び医療保険制度への強制加入に関しては、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則とする。ただし、一時的に相手国に派遣される被用者等（第三国の領域を経由する被用者等も含む。）の場合には、派遣の期間が5年を超えるものと見込まれないことを条件として自国の法令のみを適用し、一時的に相手国で自営活動を

する者もこれと同様に取り扱う。

三、船舶及び航空機の乗組員、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。

四、一定の要件が満たされる場合には、二及び三の例外を認めることについて合意することができる。

五、我が国で就労する者でアメリカ合衆国の法令が適用されるものに随伴する配偶者又は子について、原則として、アメリカ合衆国の法令のみを適用する。

六、一方の締約国の年金給付を受ける権利を確立するために必要とされる資格期間の計算に際して、他方の締約国の保険期間も当該一方の締約国の保険期間と通算することにより、当該一方の締約国の保険期間だけでは資格期間を満たさないような場合においても給付を受ける権利の確立を図る。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の保険期間に応じた額を支給する。

七、両国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施のために相互に援助する。

八、権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国これらの機関に伝達する。伝達される個人に関する情報は、専らこの協定を実施する目的のために使用され、これらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための法律等により規律される。

九、この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両国間の協議により解決する。

十、この協定は、両国が効力発生に必要な要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生じ、発効後は無期限に効力を有するが、書面による終了の通告が行われた場合には、その通告が行われた月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

## 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求める の件（閣条第19号）（先議）

### 【要旨】

この協定は、我が国と大韓民国との間で、両国間の人的交流に伴って発生する年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2003年（平成15年）3月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、2004年（平成16年）2月17日にソウルで署名されたものである。なお、この協定は、保険期間の通算を含んでいないが、これについても協定締結の可能性を探るための協議を今後行うことでの両国は一致をみている。

この協定は、前文、本文18箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に、大韓民国については、国民年金に適用される。

二、年金制度への強制加入に関しては、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること

を原則とする。ただし、一時的に相手国に派遣される被用者等（第三国の領域を経由する被用者等も含む。）の場合には、派遣の期間が5年を超えるものと見込まれないことを条件として自国の法令のみを適用し、一時的に相手国でのみ自営活動をする者もこれと同様に取り扱う。

三、両国で同一の期間に就労を行う被用者又は自営業者の場合には、通常居住する締約国の法令のみを適用する。

四、両国のいずれかを旗国とする船舶上の就労者、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。

五、一定の要件が満たされる場合には、二から四までの例外を認めることができる。

六、相手国で就労する者で自国の法令を適用するものに同行する配偶者又は子について、原則として自国の法令のみを適用する。

七、両国の権限のある当局又は実施機関は、この協定の実施のために必要な援助を相互に提供する。

八、権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の適用のために必要な個人に関する情報を、自国の法令等に従って相手国これらの機関に伝達する。伝達された個人に関するいかなる情報も秘密として取り扱うものとし、かつ、この協定を適用する目的のためにのみ使用する。

九、この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両国間の協議により解決する。

十、この協定は、両国が効力発生に必要な要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生じ、発効後は無期限に効力を有するが、書面による終了の通告が行われた場合には、その通告が行われた月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

### 千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際 条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第20号）（先議）

#### 【要旨】

この議定書は、近年におけるタンカーによる油汚染事故の汚染損害の総額が現行の「1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金」（以下「1992年基金」という。）による補償の限度額を上回るような状況が見込まれるに至ったことを背景として、国際海事機関（IMO）において、より大規模な油による汚染事故にも対応し得る新たな条約の作成について検討が行われた結果、2003年（平成15年）5月にロンドンで開催されたIMOの外交会議で採択されたものである。

この議定書は、前文、本文31箇条及び末文から成り、「1992年基金」による補償が十分でない場合に補償を行う追加的な国際基金を設立すること等について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

一、「2003年の油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金」を設立する。追加基金は、各締約国において、当該締約国の法令に基づき権利及び義務を有することができ、かつ、当該締約国の裁判所における裁判上の手続の当事者となることができる法人と認

められる。

- 二、この議定書は、締約国の領域（領海を含む。）及び国際法に従って設定された締約国 の排他的経済水域等において生ずる汚染損害並びに当該汚染損害を防止し又は最小限に するための防止措置（とられた場所のいかんを問わない。）についてのみ適用する。
- 三、追加基金は、1の事故について、汚染損害の総額が「1992年基金条約」に定める適用 可能な補償の限度額を超え又は超えるおそれがあるため、当該汚染損害を被った者が当 該汚染損害に関する確定された債権について「1992年基金条約」の下で十分かつ適正な 補償を受けることができない場合に、補償を行う。
- 四、追加基金が支払う補償の総額は、1の事故について、その額とこの議定書の対象とさ れている汚染損害につき「1992年責任条約」及び「1992年基金条約」に基づいて実際に 支払われる賠償額及び補償額との合計額が7億5,000万計算単位（約1,200億円）を超え ないように制限される。
- 五、管轄権を有する裁判所が追加基金に対して下した判決は、各締約国において、承認さ れかつ執行力を付与される。
- 六、追加基金への年次拠出金は、締約国の領域内にある港又は受入施設において、それら の港又は受入施設に向けて海上を輸送された拠出油を、暦年中に総量において15万トン を超えて受け取った者（石油会社等）が支払う。
- 七、追加基金に、総会及び追加基金の事務局長を長とする事務局を置く。総会は、徴収さ れるべき拠出金の総額を決定する。締約国は、追加基金への拠出義務の履行を確保する。 締約国は、油の受取に関する情報を追加基金の事務局長に対し送付する。
- 八、追加基金への年次拠出金の規定にかかわらず、各締約国において最低100万トンの拠 出油が受け取られたものとする。締約国は、当該締約国において受け取られた拠出油の 総量が100万トンに満たない場合には、不足分について追加基金への拠出金を自ら支払 う義務を負う。
- 九、一の締約国における拠出者が1暦年に支払う拠出金の合計額が年次拠出金の総額の20 パーセントを超える場合には、当該締約国におけるそれぞれの拠出者が支払う拠出金は、 その合計額が当該総額の20パーセントに等しくなるように、一定の割合で減額し、他の すべての締約国における拠出者が支払う拠出金を、一定の割合で増額する。このキャッピングの規定は、すべての締約国において1暦年中に受け取られた拠出油の総量が10億 トンに達する日又はこの議定書が発効した日の後10年の期間が満了する日のいずれか早 い日まで適用する。

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の 議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結につ いて承認を求めるの件（閣条第21号）（先議）

#### 【要旨】

この議定書は、近年の窒素酸化物等による酸性雨の問題など、大気汚染防止施策の必要 性の高まりを背景に、船舶からの窒素酸化物等の排出による大気汚染を防止するため、1997

年（平成9年）9月にロンドンで開催された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）の締約国会議において作成されたものである。この議定書は、前文、本文9箇条、末文及び1の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この議定書の附属書に規定する船舶による大気汚染の防止のための規則（附属書VI）を条約に加える。
- 二、この議定書は、15以上の国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の50パーセントに相当する商船船腹量以上となるものが締約国となった日の後12箇月で効力を生ずる。

### 三、附属書（附属書VI）

- 1 附属書VIは、別段の明文の規定がある場合を除くほか、すべての船舶について適用する。
- 2 総トン数400トン以上のすべての船舶及びプラットフォームは、①就航前又は国際大気汚染防止証書（以下「証書」という。）の発給前に行われる最初の検査、②主管庁の定める5年を超えない間隔で行われる定期的検査及び③証書の有効期間内に少なくとも1回行われる中間検査を受ける。これらの検査は、船舶の設備等が附属書VIに定める要件に完全に適合することを確保するものとする。検査は、主管庁の職員又は主管庁の指名する検査員若しくは任命する団体が行う。
- 3 主管庁は、2の検査の後、他の締約国の港等への航海に従事する総トン数400トン以上のすべての船舶及びプラットフォームについて、証書を発給する。証書は、①必要な検査が行われない場合、②主管庁の明示の承認なしに設備等に重要な変更が行われた場合及び③船舶が他の国を旗国とすることとなる場合には、効力を失う。
- 4 他の締約国の管轄の下にある港等にある船舶は、船長等が船舶による大気汚染の防止に関する手続に精通していないと信ずるに足りる明確な根拠がある場合には、当該他の締約国が行う監督に服する。当該他の締約国は、附属書VIに定める要件に適合する状況になるまで、船舶を航行させないための措置をとる。
- 5 締約国は、船舶がこの附属書に違反して大気汚染物質を排出したか否かを確認するため、自国の港等において調査を行うことができる。締約国は、船舶が附属書VIに違反して大気汚染物質を排出したという証拠がある場合には、その証拠を船舶の主管庁に提供する。主管庁は、証拠を受領したときは調査を行い、十分な証拠が存在すると認めるときは司法手続がとられるようとする。船舶による海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制に関する国際法は、必要な変更を加えて、附属書VIに定める規則及び基準について適用する。
- 6 オゾン破壊物質の意図的な排出は、禁止する。オゾン破壊物質を含んでいる設備等の船舶への新たな設置は、禁止する。
- 7 一定の出力を超えるディーゼル機関であって、2000年1月1日以後に建造された船舶に設置されるもの等の運転は、窒素酸化物の排出量が一定の制限値を超える場合には、禁止する。

- 8 船舶において使用される燃料油中の硫黄の含有率は、4.5質量百分率を超えてはならない。硫黄酸化物排出規制海域内にある船舶において使用される燃料油中の硫黄の含有率は、1.5質量百分率を超えてはならない。
- 9 締約国は、タンカーからの揮発性有機化合物の排出を自国の管轄の下にある港等において規制する場合には、揮発性有機化合物の蒸気の排出を制御する装置が当該港等に備えられることを確保する。当該港等に航行するタンカーは、揮発性有機化合物の蒸気を収集する装置を備え、及び当該港等において当該装置を使用する。
- 10 船舶の通常の航行中に生ずる廃棄物の焼却（以下「船上焼却」という。）は、一定の要件を満たす船上焼却炉においてのみ認められる。有害物質を含んでいる廃棄物の船上焼却は、禁止する。
- 11 船舶に供給され及び船舶において使用される燃料油の詳細は、燃料油供給簿に記録する。燃料油供給簿には、燃料油の品質が制限値以下の硫黄含有率であること等の情報を含む。燃料油供給簿は、燃料油供給者が提供するものとし、いつでも検査することができるような船舶内の場所に備える。締約国は、船舶が自国の港等にある間は、燃料油供給簿を検査することができる。締約国は、燃料油供給簿に記載された燃料油に適合しない燃料油を供給したと認められる者に対し適当な措置をとるものとし、要件に適合しない燃料油を受領した船舶の主管庁に通報する。